

令和7年度事業計画

更生保護法人全国更生保護法人連盟

これまで更生保護施設は、第二次再犯防止推進計画に示された「地域における犯罪をした者等の自立支援の中核的担い手」として、一層多様かつ高度な役割を果たすため、特に、①処遇困難者の受入れ促進、②基本処遇と特定補導等の専門的処遇を有機的に組み合わせた入所処遇の充実、③通所指導・訪問支援事業による退所者支援を含む息の長い支援の強化、④地域による包摂を推進する拠点としての体制整備その他の地域への貢献の積極化、そして、これらの実践を支えるため、⑤職場環境の改善と経営基盤の強化に取り組んできた。

その結果、コロナ禍を契機に極端に落ち込んだ収容率は改善の兆しが見え、出所後に更生保護施設に帰住する者が出所者全体に占める割合も年々増加する傾向にある。また、本年6月から新たな拘禁刑が導入され、改善更生のための矯正処遇の取組みが強化されることを受けて、更生保護施設においては、これらの取組みと一層連動しながら地域での立ち直りを息長く支えていく役割を一層充実させていくことが求められる。

しかし、近年刑務所出所者が長期的に減少し、処遇困難者が相対的に増加する傾向にあるほか、電気、ガス、食料品等の物価高騰の長期化、社会全般における人材確保の困難化といった不利条件が更生保護施設の経営の先行きに大きな影を落としている。他方、令和7年度政府予算案は委託件数減や今後強化すべき分野への増額が措置されないなど大変厳しい内容に止まっている。

また、更生保護協会等は、地域連携・助成事業へ移行して2年目となるが、地域における息の長い支援を推進するための地域支援体制の整備は、なお多くの課題を有し道半ばの状況にある。

したがって、安全・安心な地域の実現に向けて、更生保護施設と更生保護協会等が一体となって刑務所出所者等の地域による包摂を推進する取組みを一層強化していく必要があり、更生保護事業者の意見・要望を踏まえつつ、法務省保護局との緊密な協働の下、次のとおり事業を実施する。

第1 地域自立支援の充実強化

1 地域自立支援施設としての整備

- (1) 地域における自立支援施設として必要な実施体制を整備するため、必要かつ十分な予算の確保に努める。
- (2) 更生保護施設における処遇の充実のため、処遇のガイドラインを作成し、基本処遇・専門的処遇・通所訪問支援を有機的に組み合わせた効果的な処遇の実現を図る。
- (3) 女性・高齢・障がい者の社会復帰支援、薬物依存からの回復支援、農福連携、自立準備ホームとの処遇連携、地域住民の安全・安心への貢献など特別の課題について、必要な方策を検討し実施する。
- (4) 拘禁刑導入後の矯正処遇の充実強化のための取組みや様々な入口支援に係る取組みとの連携強化について、必要な方策を検討し実施する。
- (5) 訪問相談支援事業の拡充を含むフォローアップ事業の一層の充実に努める。

- (6) 主に少年を対象とする更生保護事業への助成を目的とする「内田基金」を適切に管理・運用する。
- (7) 更生保護事業者の厳しい経営状況の改善に資するため、法務省保護局等と共同し、個別施設の経営改善策の検討・実施に伴走する取組を行う。

2 居住環境の改善による社会復帰の促進

- (1) 社会復帰を促進するため、更生保護施設の居住環境等の改善を図るための助成事業を計画的に実施する。
- (2) 更生保護施設の施設整備が着実に実施されるよう、関係機関・団体と連携する。

3 人材の確保・育成の推進

- (1) 職員のメンタルヘルスのケアなど職場環境の改善や職員給与の計画的引き上げを促す取組を推進する。
- (2) 処遇の専門性の向上と多様化を担う人材を育成するため、更生保護施設職員に対する「新任補導職員研修」・「処遇力強化研修」・「管理研修」などの集合研修や、「スキルアップ助成事業」などの派遣研修を実施し、効果的な人材の確保・育成を図る。
- (3) 研修用DVD及び冊子の活用を促進するとともに、当連盟主催による「SST研修」を実施する。

第2 地域更生支援ネットワーク化の推進

- (1) 息の長い支援を行う地域処遇体制の充実を図るため、更生保護法人日本更生保護協会等と連携しつつ、更生支援ネットワークの構築を推進する更生保護協会等の体制強化を進める。
- (2) 地域連携・助成事業を推進するための協議会を、法務省保護局及び更生保護法人日本更生保護協会と共催する。
- (3) 「更生保護地域寄り添い支援事業」の推進や地方公共団体が実施する「地域再犯防止推進事業」への参画の促進を図る。

第3 関係機関・団体との連携

- (1) 更生保護関係機関・団体との連携を強化し、第75回社会を明るくする運動その他の更生保護に係る諸施策を推進する。
- (2) 更生保護施設等支援協議会、一般社団法人日本自立準備ホーム協議会その他の更生支援関係機関・団体との連携・協力を強化するなど、被支援者の生活支援の方策を更に検討する。
- (3) 地方更生保護施設連盟等が実施する次の事業に対し、協力・助成する。
 - ア ブロック別補導職員実務研修会
 - イ 刑務所出所者等の福祉との事例研修会
 - ウ その他必要と認める事業

第4 ICT化の推進

- (1) 更生保護事業全般のICT化について保護局とともに検討する。

- (2) 更生保護法人立川更生保護財団の支援により令和6年度に導入された「更生保護施設業務支援ソフト(更請2024)」やオンライン会議システムの積極的な活用等により、業務の効率化を推進し、更生保護事業の充実を図る。

第5 広報の充実

- (1) 「Guide Runner for リ・スタート」と題する改修後のホームページを積極的に活用し、迅速かつ充実した情報発信を行い、会員相互の情報共有・交流を図るとともに、広く国民から更生保護事業に対する理解と協力が得られるよう努める。
- (2) 「全更連会報」の内容や活用方法を見直し、ホームページと併せ、更生保護事業に係る広報の強化を図る。

第6 傷害共済事業の運用

当連盟傷害共済規程に基づき、傷害共済事業の適正かつ円滑な運用を図る。

第7 表彰及び慶弔・見舞い

当連盟の顕彰及び慶弔規程に基づき、更生保護法人等の役職員に対する功労表彰、慶弔儀礼等を適切に行う。